

公 示

令和2年7月豪雨による被害を受け、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 「道路運送車両法」(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、岐阜運輸支局管内の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月8日から令和2年9月3日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
2. 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年6月14日法律第85号)第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示(令和2年7月14日国土交通省告示第736号)に基づき、岐阜運輸支局管内の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年9月3日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
3. 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年6月14日法律第85号)第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示(令和2年7月14日国土交通省告示第736号)に基づき、岐阜運輸支局管内の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年7月22日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。

※一部地域

岐阜運輸支局管轄

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

令和2年7月31日

中部運輸局 岐阜運輸支局長